

# 令和7年度

## 岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金

### Q & A

1. 令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について……………	1
2. 支援金の支給対象施設について ……………	3
3. 申請方法について ……………	8
4. 交付要綱「別表1」「別表2」「別表3」……………	10
5. 交付要綱「別表4」(中山間地域等加算対象地域一覧)……………	15
6. 参考「申請書兼請求書(様式第1号)記入例」、「預金通帳等の写しの注意事項」……………	17

岡山県

医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター

## 1. 令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について

### Q. 1 この支援金の目的は何ですか。

物価高騰長期化の影響を受けているものの、公定価格により運営されているため、患者、利用者に光熱水費等の負担を転嫁できない医療施設、福祉施設等の安全・安心で質の高い医療、福祉サービス等の維持を図ることを目的として、支給するものです。

### Q. 2 支給額はいくらになりますか。

施設の種別、形態、区分によって支給額が異なります。  
具体的には、別表1（P10～P13）の施設種別、施設形態、施設区分に応じた基準額に別表2（P14）の施設の運営開始日に応じた月割率を乗じた額から千円未満を切り捨てて算出することとしています。（令和7年4月1日以前に運営を開始している施設は、基準額が満額支給されます。）  
本センターから発送している交付申請書兼請求書（様式第1号）の右上部に記載してある【分類】（A～R）をご確認いただき、「2 申請額」に記載している分類ごとの計算式により算出してください。

### Q. 3 中山間地域等加算とは、いったい何ですか。

別表1（P10～P13）の基準額欄に「中山間地域等加算」と記載のある施設区分（分類「I」、  
「O」）のうち、介護保険における特別地域加算及び中山間地域等小規模事業所加算対象地域（障害福祉サービス等における特別加算対象地域）に所在する事業所を対象に、中山間地域等加算として、2.4万円を加算するものです。  
本センターから発送している交付申請書兼請求書の右上部に記載してある【分類】が「I」又は「O」の施設で、事業所が別表4（P15～P16）の対象地域に所在する場合は、「2 申請額」の計算式により算出の上、申請してください。

### Q. 4 前回と比べて支援金額が増えていますが、その理由は何ですか。

前回は、支援対象期間を令和6年10月から令和7年3月までの6か月分としていましたが、今回は、令和7年4月から令和8年5月までの14か月分としていることや、物価上昇率を加味したため、金額が増えています。  
また、障害福祉施設やグループホーム等については、厚生労働省の補助事業である「医療・介護等支援パッケージ」による食材料費の購入補助等の対象外施設となっているため、その差を補填する加算措置を行っています。

### Q. 5 支給された支援金の用途制限はありますか。

用途制限はありませんが、施設等の運営費（光熱費・食糧費等）における物価高騰対策として適切にご活用ください。なお、実績の報告は必要ありません。

Q. 6	支援金は課税対象となりますか。
------	-----------------

対象となりますので、詳しくは、税務署等にお問い合わせください。
---------------------------------

## 2. 支援金の支給対象施設について

Q. 7	どのような施設が対象（または対象外）となりますか。
<p>次の2点を満たす施設が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・岡山県内に所在し、別表1（P10～P13）の施設種別、施設形態、施設区分に該当する医療・福祉施設等であること。</li><li>・令和8年2月1日以前に運営を開始し、申請日時点で運営を継続している施設で、今後も事業を継続する意思があること。</li></ul> <p>次の1～5のいずれかに該当する施設は、支援金の対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 令和8年2月2日以後に運営を開始した施設</li><li>2 国、県又は市町村が普通会計で設置し運営する施設</li><li>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当する施設</li><li>4 申請日において県税の滞納がある施設</li><li>5 上記のほか、本支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認めた施設（Q. 8～Q. 13関係）</li></ol>	
Q. 8	休止中の施設は対象となりますか。
<p>令和8年2月1日時点で休止中の施設は、支援金の対象となりません。</p> <p>なお、令和8年2月1日までに再開した場合は、支援金の対象となりますが、別表2（P14）の月割率については、施設の運営を再開した日に該当する割合となります。</p>	
Q. 9	現在は岡山県内で事業を行っていますが、数か月後には廃業（休止）予定です。この場合は支援金の対象となりますか。
<p>対象外となります。支援金の受給は、申請日時点で、引き続き岡山県内で事業を継続する意思があることが前提です。なお、申請後、予期していなかった理由により廃業、休止となった場合には返還の必要はありません。</p>	
Q. 10	令和8年3月に施設を立ち上げましたが、補助対象となりますか。
<p>令和8年2月2日以後に運営を開始した施設のため、対象外です。</p>	

Q. 11	<b>施設区分ごとに対象外要件はありますか。</b>
<p>次の1～10に該当する場合は、支援金の対象となりません。(以下、別表3(P14)を再掲)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院及び内科・歯科診療所のうち保険医療機関の指定を受けていないもの</li> <li>2 助産所のうち令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、分娩取扱実績の無いもの</li> <li>3 歯科技工所のうち保険医療機関指定のない医療機関等を主な取引先とするもの</li> <li>4 施術のための独立した専用施設（ビルの一室等を施術のために占有しているものを含む。）を持たない、又は令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、公的医療保険（療養費）の対象となる施術の実績の無い施術所（あんま・はり・きゅう・柔道整復）</li> <li>5 薬局のうち保険薬局の指定を受けていないもの</li> <li>6 子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない保育所、幼稚園又は認定こども園</li> <li>7 子ども・子育て支援法第43条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない地域型保育事業所</li> <li>8 児童福祉法第59条の2第1項の届出を行っていない認可外保育施設（なお、児童福祉法第6条3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする認可外保育施設については、届出を行っているものも対象外とする。）</li> <li>9 子ども・子育て支援法第59条に基づき市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に該当しない放課後児童クラブ</li> <li>10 福祉施設（障害・高齢）のうち行政当局の指定、届出の無いもの</li> </ol>	
Q. 12	<b>有料老人ホーム及びサービス付き高齢者専用住宅は支援の対象にならないのですか。</b>
<p>この支援金は、公定価格により費用等が設定されている事業所等を対象に支援を行うものであり、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及び、サービス付き高齢者専用住宅は支援の対象としていません。</p>	
Q. 13	<b>施設や事業所は岡山県内にあるが、本社が岡山県内にはない場合は対象となりますか。</b>
<p>本社が岡山県外にあっても、岡山県内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設分については支給対象となります。一方、本社が県内にあっても、県外に所在する施設については、支援金の対象外です。</p>	
Q. 14	<b>市町村や他団体から物価高騰対策の支援金を受給（予定）していますが、この度の支援金を申請することは可能ですか。</b>
<p>可能です。ただし、本支援金を受給した場合に市町村や他団体の支援金を受けることができるか否かは、各市町村等の支給要件を御確認ください。</p>	

**Q. 15** みなし指定を受けている施設区分でも申請ができますか。

みなし指定を受けている施設区分については、支援金の対象外です。指定を受けている方の区分で申請してください。

例1：医療機関が保健医療機関として指定され、みなし指定による訪問看護を実施  
→医療機関分のみ申請可能

例2：介護老人保健施設の許可を受け、みなし指定による通所リハビリテーションを実施  
→介護老人保健施設分のみ申請可能

例3：介護保険法に基づく訪問看護の指定を受け、みなし指定による健康保険法に基づく訪問看護を実施  
→介護保険法に基づく訪問看護分のみ申請可能

なお、施設又は事業所がそれぞれの区分で許可・指定を受けている場合は、両方とも申請できません。

**【みなし指定とは】**

- ①介護サービス事業を行うには、介護保険法に基づく介護サービス事業者として指定を受ける必要がありますが、健康保険法の保健医療機関や保険薬局に指定された医療機関や薬局は、下記の表にある介護保険法によるサービス事業者として指定されたものとみなされます。
- ②介護保険法の指定を受けた介護老人保健施設や介護医療院についても、同表にある介護保険法によるサービス事業者として指定されたものとみなされます。
- ③介護保険法の指定居宅サービス事業者の指定を受けた場合は、健康保険法に基づく指定訪問看護事業者の指定されたものとみなされます。

<指定を受けているとみなされるサービス等>

①	医療機関 ※ <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・短期入所療養介護※<sup>2</sup></li> </ul>
	薬局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅療養管理指導</li> </ul>
②	介護老人保健施設、 介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・短期入所療養介護</li> </ul>
③	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険法に基づく訪問看護</li> </ul>

※<sup>1</sup> 歯科医療機関が行う場合の実施可能なサービスは、居宅療養管理指導のみ

※<sup>2</sup> 療養病床を有する病院又は診療所に限る

**Q. 16** 介護予防サービスは1つのサービスとして受給できますか。

介護予防サービスは対象となりません。市町村から指定又は委託を受け、介護予防・日常生活支援総合事業の通所サービス又は訪問サービスだけを提供している事業所も対象外です。

**Q. 17** 複数の施設を運営している場合、それぞれで支援金を受けることは可能ですか。

可能です。この場合、別表1（P10～P13）の施設区分ごとに申請を行ってください。  
 （例1：病院と介護老人福祉施設を運営・・・病院と介護老人福祉施設を別々に申請）  
 （例2：A病院とB病院を運営・・・・・・・・・・A病院とB病院を別々に申請）

**Q. 18** 同じ建物内で複数の施設を運営している場合は、施設単位で支給を受けられますか。1施設しか支給対象とならないでしょうか。

同一の所在地、同一の建物において複数の指定を受けている施設についても、原則それぞれの区分で支給可能です。ただし、例外があります。（Q. 19を御確認ください。）

**Q. 19** 施術所について、はり、きゅう、あんま又は柔道整復の施術に関し、複数の届出を行っている場合は、届出施術所ごとに申請できますか。

Q.18にかかわらず、同一の所在地、同一の建物において、同一の管理者が複数の開設届を行っている場合は1施設として取扱いますので、開設届に記載したいいずれか一つの施設名で申請してください。

**Q. 20** この申請における「病床数」「定員数」は、具体的にどのような数字を記入すればよいでしょうか。

令和7年4月1日～令和8年2月1日の間で、最大稼働病床数、最大稼働定員数となった日の数値を記入してください。

※最大稼働病床数とは、許可病床数のうち上記期間の間に最も多く使用した日の稼働病床数のことです。また、最大稼働定員数は、指定を受けた定員数のうち、上記期間の間に最も多くの利用者があった日の利用人数のことです。

※病棟が分かれている医療施設については、「病院全体の稼働病床数が最大になった日」の稼働病床数を申請してください。

<例>

	病床数	稼働病床数							
		R7. 4. 1	R7. 4. 2	R7. 4. 3	...	R7. 10. 1	...	R8. 1. 31	R8. 2. 1
A病棟	100	85	90	90				100	
B病棟	80	70	70	75		75		80	80
C病棟	100	80	90	100		95		95	90
計	280	235	250	265		270		265	255

**Q. 21** 空床利用型ショートステイは、対象となりますか。

空床利用型ショートステイも対象となります。ただし、定員加算はつきません。

Q. 22	有床診療所において全ての病床を休床している場合は、有床診療所、無床診療所のいずれの施設区分で申請するのでしょうか。
<p>令和8年2月1日時点で全ての病床を休床し、外来や在宅医療のみを実施している場合は「無床診療所」の区分で申請してください。</p> <p>※電子申請の場合、申請者側で「有床診療所」(分類:F)から「無床診療所」(分類:G)への変更ができませんので、変更が必要な場合は、Q.28のお問い合わせ先(コールセンター)に御連絡の上、変更後に申請してください。</p>	

### 3. 申請方法について

**Q. 23** 申請方法について教えてください。

電子申請または郵送でお願いします。申請書の直接持ち込み、メール、FAXでの申請はできません。

**Q. 24** 申請期限はいつまでですか。

申請の受付期間は、令和8年3月19日(木)～4月20日(月)です。郵送での申請は、4月20日の消印があるものまでを有効とします。

**Q. 25** 申請書類の到着確認や審査状況、支援金の支給日が知りたいです。

個別の配達状況や審査状況をお答えすることはできません。申請書の配達状況確認を希望される場合は、郵便局の「郵便追跡サービス」等の御利用をお勧めします。

また、支給に関しては、原則として申請から支払まで概ね1か月程度かかります。場合によっては、1か月以上かかることもありますので、あらかじめ御了承ください。

**Q. 26** 申請に必要な書類を教えてください。

次の2種類の書類が必要です。

- ①令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し
  - ・P19の「預金通帳等の写しの注意事項」を参考に、通帳表紙と通帳の見開き(支店名、預金種別、口座番号、口座名義が記載されている部分の写し(ゆうちょ銀行の場合は、3ページ目(店名・店番、口座番号が記載されている部分))を添付してください。
  - ・電子申請の場合は、PDFファイル又は写真データ(JPEG、PNG等)を添付して提出してください。
  - ・インターネットバンキングの場合は、上記の口座情報が確認できる画面をスクリーンショットしたものを提出してください。

**Q. 27** 振込口座が当座預金口座のため、通帳がない場合の対応を教えてください。

「金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カタカナ名義も含む)」がわかるもので、金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳等の写しを提出してください。

**Q. 28** 電子申請について教えてください。

■簡単・便利な「電子申請」がおすすめです。

- ・インターネットが使えるPCやスマートフォンがあれば24時間いつでも手続きが可能です。
- ・入力時のチェック機能により記入ミスが軽減でき、審査もスムーズになります。
- ・郵便事故の発生を防げます。

■申請方法

- ・下記【URL】又は【2次元バーコード】からアクセスの上、申請してください。
- ・電子申請には、事前にお送りした申請書の左上に記載してある「個別番号」（ログインID）（10ケタ～11ケタの数字）と「パスワード」（8ケタのアルファベット・数字）が必要です。
- ・申請書が届いていない方や、紛失された方は、下記のお問い合わせ先（コールセンター）まで、御連絡ください。

【URL】

<https://bokform.jp/Bok/bukkakoutou2026>

【2次元バーコード】



【申請期限】 4月20日（月）23：59

【お問い合わせ先（コールセンター）】

岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター

<電話番号> 086-226-7865

<受付時間> 午前9時～午後5時（平日12:00～13:00、土日祝を除く）

<Eメール> bukkakoutou@pref.okayama.lg.jp

**Q. 29** 申請書を書き損じました。新しい申請書はどこで入手できますか。

岡山県の専用ページで公開していますので、こちらからダウンロードしてください。

【URL】

<https://www.pref.okayama.jp/page/1018379.html>

【2次元バーコード】



なお、ダウンロードした申請書を使用する場合は、必ず、事前にお送りした申請書の左上に記載の10～11ケタの「個別番号」を転記してください。（申請書を紛失した場合などは、Q. 28のお問い合わせ先に御連絡ください。）

別表 1

施設種別		施設形態		施設区分		分類	基準額
01	医療施設等	01	医療施設	01	病院（高度救命救急センター） ・病床加算※1	A	基本額 533.5 万円 8.8 万円／1 床
				02	病院（救命救急センター、 周産期母子医療センター） ・病床加算※1	B	基本額 426.8 万円 6.4 万円／1 床
				03	病院（200 床以上） ・病床加算※1	C	基本額 213.4 万円 3.3 万円／1 床
				04	病院（100 床以上 200 床未満） ・病床加算※1	D	基本額 106.7 万円 3.3 万円／1 床
				05	病院（100 床未満） ・病床加算※1	E	基本額 26.6 万円 4.0 万円／1 床
				06	有床診療所（19 床以下） ・病床加算※1	F	基本額 7.4 万円 4.8 万円／1 床
				07	無床診療所	G	12.7 万円
				08	歯科診療所		
		02	関係施設	01	助産所（分娩取扱施設のみ）	H	7.4 万円
				02	指定訪問看護ステーション （健康保険法のための指定を受けて いるものに限る）	I	7.4 万円 〔中山間地域等加算 ※2 上記に 2.4 万円を加算〕
				03	歯科技工所	H	7.4 万円
				04	施術所 （あんま・はり・きゅう・柔道整復）		
		02	薬局	01	薬局	H	7.4 万円
		03	保育所等	01	通所施設	01	保育所
02	幼稚園 （施設型給付を受けているもののみ）						
03	幼稚園型認定こども園						
04	保育所型認定こども園						
05	幼保連携型認定こども園						
06	地域型保育事業所						
07	認可外保育施設（居宅訪問型保育 事業を目的とするものを除く）						
08	放課後児童クラブ						
04	児童養護施設等	01	入所施設	01	児童養護施設 ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円／1 定員
				02	児童心理治療施設 ・定員加算※1		

別表 1

施設種別	施設形態		施設区分		分類	基準額
04 児童養護 施設等	01	入所施設	03	乳児院 ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
			04	地域小規模児童養護施設 ・定員加算※1		
			05	ファミリーホーム ・定員加算※1		
			06	自立援助ホーム ・定員加算※1		
	02	その他	01	里親	N	6.2 万円
	05 障害福祉 施設等	01	入所施設	01	施設入所支援 ・定員加算※1	P
02				共同生活援助（100 人以上） ・定員加算※1	K	基本額 42.5 万円 2.8 万円/1 定員
03				共同生活援助（100 人未満） ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
04				福祉型障害児入所施設 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
05				医療型障害児入所施設 （200 人以上） ・定員加算※1	J	基本額 160.0 万円 2.8 万円/1 定員
06				医療型障害児入所施設 （100 人以上 200 人未満） ・定員加算※1	K	基本額 42.5 万円 2.8 万円/1 定員
07				医療型障害児入所施設 （100 人未満） ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
08				短期入所 ・定員加算（専用床のみ）※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
09				救護施設 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
02		通所施設	01	療養介護	M	21.1 万円
			02	生活介護		
			03	自立訓練（生活・機能）		
			04	宿泊型自立訓練		
			05	就労移行支援		
			06	就労継続支援 A 型		
	07		就労継続支援 B 型			

別表 1

施設種別	施設形態	施設区分	分類	基準額
05 障害福祉施設等	02 通所施設	08 児童発達支援	M	21.1 万円
		09 放課後等デイサービス		
		10 授産施設		
	03 その他	01 居宅介護	O	6.2 万円 〔中山間地域等加算 ※2〕 上記に 2.4 万円を加算
		02 重度訪問介護		
		03 同行援護		
		04 行動援護		
		05 就労定着支援		
		06 就労選択支援		
		07 自立生活援助		
		08 居宅訪問型児童発達支援		
		09 保育所等訪問支援		
		10 計画相談支援		
		11 地域移行支援		
12 地域定着支援				
13 障害児相談				
06 高齢者施設等	01 入所施設	01 介護老人福祉施設 (100 人以上) ・定員加算※1	R	基本額 42.5 万円 1.9 万円/1 定員
		02 介護老人福祉施設 (100 人未満) ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
		03 介護老人保健施設 (100 人以上) ・定員加算※1	R	基本額 42.5 万円 1.9 万円/1 定員
		04 介護老人保健施設 (100 人未満) ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
		05 介護医療院 (100 人以上) ・定員加算※1	R	基本額 42.5 万円 1.9 万円/1 定員
		06 介護医療院 (100 人未満) ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
		07 短期入所生活介護 ・定員加算 (専用床のみ) ※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
		08 短期入所療養介護 (みなし指定を除く) ・定員加算 (専用床のみ) ※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
		09 特定施設入居者生活介護 (100 人以上) ※3 ・定員加算※1	K	基本額 42.5 万円 2.8 万円/1 定員
		10 特定施設入居者生活介護 (100 人未満) ※3 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
		11 認知症対応型共同生活介護 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員

別表 1

施設種別	施設形態	施設区分	分類	基準額
06 高齢者施設等	01 入所施設	12 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
		13 地域密着型特定施設入居者生活介護 ※3 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
		14 養護老人ホーム (100 人以上) ・定員加算※1	R	基本額 42.5 万円 1.9 万円/1 定員
		15 養護老人ホーム (100 人未満) ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
		16 軽費老人ホーム (100 人以上) ・定員加算※1	R	基本額 42.5 万円 1.9 万円/1 定員
		17 軽費老人ホーム (100 人未満) ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
		02 通所施設	01 通所介護	M
	02 通所リハビリテーション (みなし指定を除く)			
	03 小規模多機能型居宅介護			
	04 看護小規模多機能型居宅介護			
	05 認知症対応型通所介護			
	06 地域密着型通所介護			
	03 その他	01 訪問介護	O	6.2 万円 (中山間地域等加算 ※2) 上記に 2.4 万円を加算)
		02 訪問入浴介護		
		03 訪問看護 (みなし指定を除く)		
		04 夜間対応型訪問介護		
		05 訪問リハビリテーション (みなし指定を除く)		
		06 居宅療養管理指導 (みなし指定を除く)		
		07 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
		08 居宅介護支援		
		09 福祉用具貸与		

※ 施設区分の適用は、令和 8 年 2 月 1 日時点の許可病床数及び指定を受けた定員数とする。

※1 病床加算、定員加算は、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 2 月 1 日間の最大稼働病床数、最大稼働定員数を対象とする。

※2 本支援金における中山間地域等加算は、別表 4 の介護保険における特別地域加算及び中山間地域等小規模事業所加算対象地域（障害福祉サービス等における特別地域加算対象地域）に所在する事業所のみを対象とする。

※3 養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。

別表2

施設の運営開始日	月割率	施設の運営開始日	月割率
～令和7年4月1日	14/14	令和7年9月2日～令和7年10月1日	8/14
令和7年4月2日～令和7年5月1日	13/14	令和7年10月2日～令和7年11月1日	7/14
令和7年5月2日～令和7年6月1日	12/14	令和7年11月2日～令和7年12月1日	6/14
令和7年6月2日～令和7年7月1日	11/14	令和7年12月2日～令和8年1月1日	5/14
令和7年7月2日～令和7年8月1日	10/14	令和8年1月2日～令和8年2月1日	4/14
令和7年8月2日～令和7年9月1日	9/14	令和8年2月2日～	対象外

別表3

(1) 病院及び医科・歯科診療所のうち保険医療機関の指定を受けていないもの
(2) 助産所のうち令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、分娩取扱実績の無いもの
(3) 歯科技工所のうち保険医療機関指定のない医療機関等を主な取引先とするもの
(4) 施術のための独立した専用施設（ビルの一室等を施術のために占有しているものを含む。）を持たない、又は令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、公的医療保険（療養費）の対象となる施術の実績の無い施術所（あんま・はり・きゅう・柔道整復）
(5) 薬局のうち保険薬局の指定を受けていないもの
(6) 子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない保育所、幼稚園又は認定こども園
(7) 子ども・子育て支援法第43条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない地域型保育事業所
(8) 児童福祉法第59条の2第1項の届出を行っていない認可外保育施設（なお、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする認可外保育施設については、届出を行っているものも対象外とする。）
(9) 子ども・子育て支援法第59条に基づき市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に該当しない放課後児童クラブ
(10) 福祉施設（障害・高齢）のうち行政当局の指定、届出の無いもの

**中山間地域等加算対象地域一覧**  
**(令和7年度医療・福祉施設等物価高騰対策支援金)**

	市町村	対象地域
1	岡山市	<p>【北区・旧御津町】</p> <p>御津石上、御津伊田、御津宇甘、御津宇垣、御津鹿瀬、御津勝尾、御津金川、御津川高、御津北野、御津草生、御津国ヶ原、御津河内、御津虎倉、御津紙工、御津下田、御津新庄、御津高津、御津中泉、御津中畑、御津中牧、御津中山、御津野々口、御津平岡西、御津矢知、御津矢原、御津吉尾、御津芳谷</p> <p>【北区・旧建部町の一部(旧福渡町を除く区域)】</p> <p>建部町市場、建部町大田、建部町小倉、建部町桜、建部町三明寺、建部町品田、建部町建部上、建部町田地子、建部町鶴田、建部町角石畝、建部町角石谷、建部町富沢、建部町中田、建部町西原、建部町土師方、建部町宮地、建部町吉田、建部町和田南</p> <p>【北区・その他の地域(旧御津町との境付近)】</p> <p>石妻、杉谷、畑鮎、山上</p> <p>【東区・犬島地域】</p> <p>犬島</p>
2	倉敷市	<p>【児島諸島地域】</p> <p>松島、六口島</p>
3	津山市	全地域
4	玉野市	<p>【石島諸島地域】</p> <p>石島</p>
5	笠岡市	<p>【笠岡諸島地域】</p> <p>高島、白石島、北木島、真鍋島、小飛島、大飛島、六島</p> <p>【旧神島内村】</p> <p>入江、カブト南町、神島、新横島、拓海町、緑町、美の浜、横島</p>
6	井原市	全地域
7	総社市	<p>【旧昭和町・総社市の一部】</p> <p>榎谷、見延、宍粟、日羽、美袋、延原、種井、宇山、槁、下倉</p>
8	高梁市	全地域
9	新見市	全地域
10	備前市	全地域

別表4

	市町村	対象地域
11	瀬戸内市	【旧牛窓町】 牛窓町牛窓、牛窓町鹿忍、牛窓町千手、牛窓町長浜 【前島地域】 前島
12	赤磐市	【旧吉井町】 合田、石、石上、稻蒔、小鎌、河原屋、草生、暮田、黒沢、黒本、 光木、是里、塩木、周匝、滝山、戸津野、中勢実、中畑、中山、 西勢実、仁堀中、仁堀西、仁堀東、平山、広戸、福田、八島田 【旧赤坂町】 今井、大苧田、大屋、北佐古田、小原、坂辺、惣分、多賀、 西軽部、西窪田、東軽部、東窪田、町苧田、南佐古田、山口、 山手、由津里 【旧熊山町の一部】 奥吉原、勢力、千躰
13	真庭市	全地域
14	美作市	全地域
15	浅口市	【旧寄島町】 寄島町
16	和気町	全地域
17	早島町	—
18	里庄町	—
19	矢掛町	全地域
20	新庄村	全地域
21	鏡野町	全地域
22	勝央町	上香山
23	奈義町	全地域
24	西粟倉村	全地域
25	久米南町	全地域
26	美咲町	全地域
27	吉備中央町	全地域

**記入例(表面)**

電子申請の場合、個別番号(10桁~11桁)とパスワード(8桁)の入力が必要です。書き損じ等で新しい申請書用紙を使用する場合は必ず「個別番号」を記載してください

個別番号	050101*****	パスワード	1234****	様式第1号
施設種別	施設形態	施設区分	施設名	【分類】
05 障害福祉施設等	01 入所施設	01 施設入所支援	障害者支援施設 おかやま園	P

記入日： 令和  年  月  日

**令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書**

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について、下記のとおり申請及び請求します。

《申請額について》  
①右上部の【分類】のアルファベットをご確認ください

**1 申請者**

申請者	施設名	障害者支援施設 おかやま園			
	施設所在地	岡山市北区内山下二丁目4番6号			
	運営法人名	社会福祉法人 おかやま会			
	代表者名 (個人事業者名)	理事長 岡山 太郎			
連絡先	担当者名	所属	フリガナ 氏名	オカヤマ 岡山	ハナコ 花子
	電話番号	086-1234-XXXX	メールアドレス	okay***@*****.co.jp	

**2 申請額**

◎右上部記載の【分類】(A~R)に当てはまる欄に記入してください。

②記入例の場合は『P』欄に記入

【分類】A	(533.5万円 + 8.8万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】B	(426.8万円 + 6.4万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】C	(213.4万円 + 3.3万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】D	(106.7万円 + 3.3万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】E	(26.6万円 + 4.0万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】F	(7.4万円 + 4.8万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】G	12.7万円	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】H	7.4万円	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】I	(7.4万円 + 2.4万円 × 加算)	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】J	(160.0万円 + 2.8万円 × 定員 <sup>※</sup> 名)	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】K	(42.5万円 + 2.8万円 × 定員 <sup>※</sup> 名)	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】L	(21.1万円 + 1.9万円 × 定員 <sup>※</sup> 名)	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】M	21.1万円	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】N	6.2万円	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】O	(6.2万円 + 2.4万円 × 加算)	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円
【分類】P	(21.1万円 + 2.8万円 × 定員 <sup>※</sup> 48名)	×	14	月	÷14月 =	1,555,000	円
【分類】R	(42.5万円 + 1.9万円 × 定員 <sup>※</sup> 名)	×	<input type="text"/>	月	÷14月 =	<input type="text"/>	円

千円未満切り捨て

※R7.4.1~R8.2.1の間の最大稼働定員数を記載してください。別表2の月割率を参考に数字を記載してください。

**3 口座情報**

振込先	金融機関及び店舗名		金融機関コード	店舗コード	預金種別	口座番号 (右詰めで記入)					
	岡山	銀行 農協 金庫・信組	県庁	支店	123*99*1	普通 2当座 9その他	0	9	9	9	* * *
	口座名義 (カタカナ)	フク) オカヤマカイ									

※ 口座名義は申請者と一致していること。

支給要件、誓約、最終確認の欄をご確認いただき、  
全ての口欄に✓が無いものは受付できません。

**4 誓約（支給要件等チェック項目）**

※下のすべての口欄に✓が無いものは受け付けることができません。

支給要件（交付要綱、Q & Aを参照してください。）	
<input checked="" type="checkbox"/>	次の対象外要件に該当していませんか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年2月2日以後に運営を開始した施設</li> <li>申請日時点で休止中の施設、又は休止・廃止予定のある施設</li> <li>県税の滞納がある施設</li> <li>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当する施設</li> </ul>
<input checked="" type="checkbox"/>	次の施設区分ごとの対象外要件に該当していませんか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>病院及び医科・歯科診療所のうち保険医療機関の指定を受けていないもの</li> <li>助産所のうち令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、分娩取扱実績の無いもの</li> <li>歯科技工所のうち保険医療機関指定のない医療機関等を主な取引先とするもの</li> <li>施術のための独立した専用施設（ビルの一室等を施術のために占有しているものを含む。）を持たない、又は令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、公的医療保険（療養費）の対象となる施術の実績の無い施術所（あんま・はり・きゅう・柔道整復）</li> <li>薬局のうち保険薬局の指定を受けていないもの</li> <li>子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない保育所、幼稚園又は認定こども園</li> <li>子ども・子育て支援法第47条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない地域型保育事業所</li> <li>児童福祉法第59条の2第1項の届出を行っていない認可外保育施設（なお、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする認可外保育施設については、届出を行っているものも対象外とする。）</li> <li>子ども・子育て支援法第59条に基づき市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に該当しない放課後児童クラブ</li> <li>福祉施設（障害・高齢）のうち行政当局の指定、届出の無いもの</li> </ul>
誓約	
<input checked="" type="checkbox"/>	私は、令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金を申請するにあたり、交付要綱及びQ & Aに掲げる内容を理解し、申請内容に虚偽がないことを誓約します。なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
最終確認	
<input checked="" type="checkbox"/>	申請内容・口座情報及び誓約（支給要件等チェック項目）に間違いはありません。

**5 提出書類**

①令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

②振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し（別紙「預金通帳等の写しの注意事項」を参照）

※通帳表紙と通帳の2ページ目（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し

※ゆうちょ銀行の場合は、通帳の3ページ目（店名・店番、口座番号）の写しも添付してください。

※電子申請の場合は、PDFファイル又は写真データ（JPEG、PNG等）を添付し、提出してください。  
（Word、Excelは不可）

**6 申請期限**

【電子申請】令和8年4月20日(月) 23:59

【郵送】令和8年4月20日(月)の消印有効

本申請書兼請求書のほか、  
振込先が分かる書類の写しが必要です。

# 預金通帳等の写しの注意事項

## 通帳の場合

### ① 通帳の表紙



### ② 通帳の見開き



支店名、預金種別、口座番号、口座名義  
などが記載されているページをコピー

※①通帳の表紙と②通帳の見開き(支店名、預金種別、口座番号、口座名義)の写しを提出してください。

※ゆうちょ銀行の場合は、3ページ目(店名・店番、口座番号)も必要です。

## インターネットバンキングの場合



金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義  
などが記載されている画面をスクリーンショット

※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カタカナ名義も含む)が確認できる画面をスクリーンショットしたものを提出してください。

## 留意事項

※電子申請の場合は、PDFファイルまたは写真データ(JPEG、PNG等)のデータで提出してください。(Word、Excelは不可)

※コピーまたはスクリーンショットは文字がはっきりと読み取れることを確認してください。